

事 務 連 絡
令和2年11月10日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

支援対象児童等見守り強化事業の実施に係る自治体向けQ & Aについて（更新）

平素より、児童福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による長期間にわたる外出自粛等による児童虐待や配偶者からの暴力等への懸念に対処するため、令和2年度第二次補正予算において、支援対象児童等見守り強化事業を計上し、その運用に当たっては、令和2年7月8日付け事務連絡（Q & A）においてお示ししているところです。

このたび、一部、内容を更新いたしましたので、ご了知の上、よろしくお取り計らいください。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）への周知とともに、引き続き、本事業の活用促進に向けた働きかけをお願いいたします。

【連絡先】

（事業内容に関するお問い合わせ）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室

T E L : 03-5253-1111（代表）調整係（内 4896・4862）

Q 補助基準額の「1か所当たり」とは何を指すのか。

A 1か所当たりとは、1事業所を指します。したがって、1法人が複数の事業所を実施する場合は、事業所ごとに補助基準額を算定して差し支えない。

(例) A市内において、B法人がC, D, Eの複数事業所において事業を実施する場合

<事業実施法人> B法人	が運営する	<事業所名> C子ども食堂 D子ども宅食団体 E子育て支援団体	… … …	事業所(C, D, E)ごとに 補助基準額の算定が可能
---------------------	-------	--	-------------	--------------------------------

(参考) 新旧対照表

新	旧					
<p>Q 補助基準額の「1か所当たり」とは何を指すのか。</p> <p>A 1か所当たりとは、<u>1事業所</u>を指します。<u>したがって、1法人が複数の事業所を実施する場合は、事業所ごとに補助基準額を算定して差し支えない。</u></p> <p>(例) A市内において、B法人がC, D, Eの複数事業所において事業を実施する場合</p> <table border="0"><tr><td style="vertical-align: top;"><事業実施法人> B法人</td><td style="vertical-align: middle;">が運営する</td><td style="vertical-align: top;"><事業所名> C子ども食堂 D子ども宅食団体 E子育て支援団体</td><td style="vertical-align: middle;">… … …</td><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業所(C, D, E)ごとに 補助基準額の算定が可能</td></tr></table>	<事業実施法人> B法人	が運営する	<事業所名> C子ども食堂 D子ども宅食団体 E子育て支援団体	… … …	事業所(C, D, E)ごとに 補助基準額の算定が可能	<p>Q 補助基準額の「1か所当たり」とは何を指すのか。</p> <p>A 1か所当たりとは、1民間団体等を指します。</p>
<事業実施法人> B法人	が運営する	<事業所名> C子ども食堂 D子ども宅食団体 E子育て支援団体	… … …	事業所(C, D, E)ごとに 補助基準額の算定が可能		